

○ 経済産業省  
環境省 令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の五第三項の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十三日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 斉藤 鉄夫

温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令（平成十八年  
経済産業省  
環境省 令第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改める。

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令

第一条第一号中「特定排出者のうち特定輸送排出者以外の」を「令第五条第一号及び第六号から第十一号

までに掲げる」に改める。

第四条第一項中「について、次の各号に掲げる項目」を「であつて特定事業所排出者に係るものについては企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、令第五条の二に掲げる事業所に係るものについては都道府県」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（調整後温室効果ガス排出量の集計の方法）

第四条の二 特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）第一条第四号に規定する調整後温室効果ガス排出量をいう。以下この条において同じ。）の集計は、法第二十一条の四第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る調整後温室効果ガス排出量について、企業その他の事業者ごとに集計することによって行うものとする。

第七条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の温室効果ガス算定排出量の集計の方法を定める省令の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。